

年 月 日

福島県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）  
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第  
2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について、以下のとおり、原料として使  
用する石灰石中の水銀含有量が高く、石灰石の変更も困難であるため、石灰石中の水銀含  
有量の分析結果を添えて届け出ます。

記

- 1 石灰石中の水銀含有量 (mg/kg)
- 2 原料として使用する石灰石を変更することが困難な理由

(添付書面)

精度管理に関する情報

年 月 日

福島県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）  
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用の解除について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第  
2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用を受けていたところ、以下のとおり、原  
料として使用する石灰石中の水銀含有量が **0.05mg/kg** 未満である月が4ヶ月以上継続した  
ため石灰石に係る経過措置の解除を届け出ます。

記

1 過去4ヶ月間の石灰石中の水銀含有量 (mg/kg)

(添付書面)

精度管理に関する情報